

## 第 13 次鳥獣保護管理事業計画（案）の概要について

## 1 概要

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 4 条では、国の「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即し、鳥獣保護管理事業を実施するための県の基本計画として、鳥獣保護管理事業計画（以下「計画」という。）を策定し、鳥獣保護区等の指定、鳥獣の捕獲許可、特定鳥獣保護管理計画、鳥獣の生息調査に係る事項等について定めることとしている。

国は、鳥獣行政にかかる諸問題に対応するため、基本指針を令和 3 年 10 月 26 日付けで改定した。改定された基本指針に盛り込まれた内容に加え、愛知県内の鳥獣保護管理に係る現況を踏まえた 13 次計画（案）は以下のとおり。

## 2 第 13 次鳥獣保護管理事業計画（案）の概要

## 第一 計画の期間

令和 4（2022）年 4 月 1 日から令和 9（2027）年 3 月 31 日まで

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

## (1) 鳥獣保護区の指定

	箇所	面積(ha)	保護区名	備考
12 次計画終了時	67	19,496	-	
指定	27	10,332	定光寺、森林公園等	再指定
区域拡大	-	-	-	
縮小	-	-	-	
満了・解除	-	-	-	
13 次計画終了時	67	19,496	-	

## (2) 特別保護地区の指定

	箇所	面積(ha)	特別保護地区名	備考
12 次計画終了時	4	439	-	
指定（再指定）	2	328	森林公園、大津谷	再指定
区域拡大	-	-	-	
縮小	-	-	-	
満了・解除	-	-	-	
13 次計画終了時	4	439	-	

## (3) 休猟区及び特例休猟区

指定計画なし。必要に応じて指定を検討。

## (4) 鳥獣保護区の整備等

標識類の整備を行っていくとともに、観察舎の整備、樹林地の整備を行う。また、利用者アンケート等により適宜必要な整備を行っていく。

## 第三 放鳥獣に関する事項

狩猟資源の増加を目的とした放鳥獣、外来種等の放鳥獣は原則行わない。

## 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

## (1) 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等、指定管理鳥獣及び一般鳥獣についての保護及び管理の考え方を記載。

## (2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

捕獲等の許可を行うにあたり、下記の捕獲目的に応じて許可基準等を設定。

- ① 学術研究を目的とする場合
- ② 鳥獣の保護を目的とする場合

- ③ 鳥獣の管理を目的とする場合（一部の鳥獣は市町村へ許可事務を委譲）
- ④ その他特別な事由の場合
- (3) その他  
 その他許可に関する下記の事項について記載。
  - ① 捕獲許可した者への指導（錯誤捕獲の防止、豚熱まん延防止のための防疫措置等）
  - ② 鳥類の飼養登録
  - ③ 販売禁止鳥獣等の販売許可

#### 第五 特定猟具使用禁止区域及び指定猟法禁止区域に関する事項

##### (1) 特定猟具使用禁止区域の指定

	箇所	面積(ha)	備考
12次計画終了時	133	216,335	
指定	82	146,881	再指定
区域拡大	-	-	
縮小	-	-	
満了・解除	-	-	
13次計画終了時	133	216,335	

##### (2) 指定猟法禁止区域の指定

年度	指定猟法の種類	箇所	面積(ha)	区域名称	備考
平成18年度	鉛製散弾の使用	1	7,275	矢作川河口部指定猟法禁止区域	

#### 第六 特定計画に関する事項

- (1) 第一種特定鳥獣保護計画  
策定なし（必要に応じて策定を検討）。
- (2) 第二種特定鳥獣管理計画  
ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びカモシカの4種について策定。計画の対象区域、作成、実行体制等について記載。

#### 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

- (1) 鳥獣の生態に関する基礎的な調査  
 下記の事項について鳥獣の生息状況の調査を実施。  
 ○鳥獣生息分布調査 ○ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査  
 ○狩猟鳥獣生息調査 ○第二種特定鳥獣の生息状況調査  
 ○ツキノワグマに関する調査
- (2) 法に基づく諸制度の運用状況調査  
 既指定鳥獣保護区において、定期的に調査を実施。  
 捕獲者から収集すべき情報を整理し、必要に応じて見直す。  
 錯誤捕獲について、必要な情報を整理し、捕獲者からの情報収集に努める。
- (3) 新たな技術の研究開発  
 捕獲や調査、被害防除対策等に係る技術の開発・普及を進める。

#### 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

- (1) 鳥獣行政担当職員  
鳥獣保護に関する専門的な知見を有する人材を配置するよう努める。
- (2) 鳥獣保護管理員  
52名を配置。
- (3) 保護及び管理の担い手の育成  
地方自治体の関係職員の専門性の向上と狩猟者の育成に努める。
- (4) 鳥獣保護センター等の設置  
弥富野鳥園を鳥類保護センターとして位置づけ、環境モニタリング、環境教育等も含め、科学的・計画的な鳥類保護の総合的な拠点とするよう、施設の充実に努める。
- (5) 取締り  
迅速かつ適正な取り締まりを行うための方策等を講じる。

- (6) 必要な財源の確保  
鳥獣行政の実施に対し効果的な支出を図る。
- (7) 広域的及び地域的な連携  
県民、市町村、近隣府県、関係団体等の多様な主体と連携を図りながら推進。

## 第九 その他

- (1) 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題  
関係者間の合意形成を図りながら、種及び地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害防止という考え方を基本として実施。
- (2) 地形や気候等が異なる特定の地域についての取り扱い  
地形や気候により鳥獣の生息状況が県内の他地域と比して著しく異なる地域はない。
- (3) 狩猟の適正化  
狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施。
- (4) 傷病鳥獣救護への対応  
傷病鳥獣の救護に当たっての体制や、傷病個体の処置、感染症対策、放野に関する事項を記載。
- (5) 油等による汚染に伴う水鳥の救護  
関係地方公共団体が、救護活動を円滑に実施できるよう連絡体制を整備。
- (6) 感染症への対応  
基本的考え方と、高病原性鳥インフルエンザや豚熱、アフリカ豚熱の感染症への対応を記載。
- (7) 鳥類の鉛中毒の防止  
鳥類の鉛中毒に関する科学的知見の蓄積、防止策について記載。
- (8) 普及啓発  
下記の事項について、方針や年間計画等を記載。  
○鳥獣の保護及び管理に関する思想の啓発等  
○安易な餌付けの防止 ○猟犬の適切な管理  
○野鳥の森等の整備 ○野生生物保護モデル校の指定 ○法令の普及徹底
- (9) 環境学習の推進  
「愛知県環境学習等行動計画 2030」に基づき、環境学習・環境教育を推進。
- (10) 広報活動の実践  
事業を円滑に推進するための重要な取組として、広報活動を展開していく。